

障害福祉サービス・地域生活支援事業について

障害福祉サービス・地域生活支援事業は、障害のある人々の自立を支えるサービスです。在宅や、通所によるサービス、施設に入所して利用するサービスがあります。

- ① 身体障害者手帳所持者
- ② 療育手帳・精神障害者保健福祉手帳所持者
- ③ 聞き取り調査などにより
- ④ 同等と認められる者
- ⑤ 難病等患者（平成25年4月から）※40～64歳で介護保険における特定疾病をお持ちの人、65歳以上の人は介護保険が優先となります。

【利用手続きの流れ】

- ① 相談・申請
- ② 聞き取り調査など
- ③ 認定審査
- ④ 支給決定

その後、事業者とご自身で契約をしていただきます。
 福祉課 ☎820・5605

保険年金

退職（失業）時には、国民年金の届出が必要です

20歳以上60歳未満の人は、国民年金に加入しなければなりません。そのため、会社を退職された場合には、第2号被保険者（厚生年金）から第1号被保険者（国民年金）への変更の届出が必要となります。また、第3号被保険者（第2号被保険者に扶養されている配偶者）であった人についても、第3号被保険者から第1号被保険者への変更の届出が必要です。

退職（失業）時には、特例免除制度があります

保険料を納めることが困難な場合には、申請によって保険料の納付が免除される制度があります。通常の申請免除では、申請者本人、配偶者、世帯主の前年所得が審査の対象となりますが、「特例免除制度」では、退職（失業）された人の所得は、審査対象から除外されますので、免除が受けやすくなります。

また、免除制度を利用すると、①免除された期間は老齢基礎年金・老齢厚生年金の受給資格期間の25年に算入されます。②免除された期間は老齢基礎年金の二分の一の年金額が保障されます。③万一、障害や死亡といった不慮の事故が発生したときには、障害基礎年金や遺族基礎年金を受け取ることができる場合の受給資格期間に算入されます。

▽届出先 役場住民課または年金事務所
 △持参物 年金手帳、雇用保険受給資格者証の写しなど、認印
 熊野町おとしより相談センター 福祉課 ☎820・5605

！おしえてー！
熊野町おとしより相談センターにおまかせください (23)

《中学生サポーター誕生!》
 夏休み前、総合学習の一環として熊野東中学校3年生を対象に、『認知症サポーター養成講座』を開催しました。認知症に関する基本的な知識や対応方法などについて、寸劇を交え学びました。寸劇には生徒や先生も参加し、大変盛り上がりました。生徒からは、「おじいちゃん、おばあちゃんが物忘れをしてもどなったりせず、優しく接する事が大事だと分かった。」などの感想が寄せられました。



認知症サポーター養成講座に関するお問い合わせは、おとしより相談センターまで。
 熊野町おとしより相談センター ☎820-5615 (福祉課)

子育て支援センター エンゼル通信



●子育て支援センターの主な予定 (いずれも11:30に終了)

実施日	開始時間	行事(講師・敬称略)
17日(火)	10:30	子育て懇談会(金澤綾子)
20日(金)	9:30	とことこエンゼル(1歳6カ月～2歳5カ月)
27日(金)	9:30	わくわくキッズ(2歳6カ月以上)
10月1日(火)	9:30	ふわふわベビー(11カ月までの乳児、マニエーヨガ)
10月2日(水)	10:30	子育てなるほど講座「しつけ」
10月7日(月)	9:30	とことこエンゼル(1歳6カ月～2歳5カ月)でリトミック

●パステルルーム
 地域での活動拠点としてご利用いただけます。育児相談や家庭で楽しめる遊びの紹介などを行っています。
 ※パステルルーム開催日に西部地域健康センター内子育て支援センターでも「おひさまルーム」を行います。

実施日	開始時間	場 所
19日(木)	9:30	中央ふれあい館
10月8日(火)		東部地域健康センター

- おひさまルーム(上記以外の日程の9:30～11:30)
- ほっとるーむ(月～金曜日13:00～15:30)
- 「うたとおはなしの広場」(第1・3金曜日14:30～15:00)

親子で楽しく遊び、子育て仲間と交流し、学び合いながらゆとりある子育てができるよう応援しています。親子はもちろんのこと、孫育て中のおじいちゃん、おばあちゃんもぜひご利用ください。

●「パパとおひさま」(毎月第2土曜日9:30～11:30)
 お父さんととっておきの楽しい時間を過ごしましょう。町内在住や里帰り中の親子さん遊びに来てください。もちろんご家族でもOK!。室内でも公園でも遊べます。※いずれの事業も変更する場合があります。

子育て支援センターの予定または電話でご確認ください。
 ●親子のリフレッシュ講座「ほっこり」
 こどもさんと遊んだ後は、ママだけのリラックスタイム。少しのゆとりを一緒に楽しみましょう。
 日時:9月25日(水)10:00～11:30
 会場:子育て支援センター 講師:久保田真由美
 内容:簡単手芸「ペットボトルキャップで作るオーナメント」チャーム、お部屋飾り、針山など用途色々、可愛い作品です(センターに見本展示あり)。
 材料費:150円。定員:20組(託児あり)
 申込:要申込、定員になり次第締め切り。 ※詳しくはお問い合わせください。

子育て支援センター・ファミリーサポートセンター
 (西部地域健康センター内) ☎820-5502 ☒820-5503
 開設日時(※年末年始、祝日除):月～金曜日9:30～17:00
 (子育て相談(要予約)月～金曜日 13:00～17:00)

分類	主なサービス種類	主なサービス内容
自宅・外出先などでの支援	居宅介護(ホームヘルプ)	自宅での生活に介助を要する人を対象に、入浴や食事などの身体介助および、家事援助、通院介護などのサービスを行います。
	重度訪問介護	重度の肢体不自由者で常に介護を必要とする人を対象に、入浴や食事の介護、外出時における移動支援などを総合的に行います。
	同行援護	視覚障害により、移動に著しい困難を有する人に、移動に必要な情報の提供(代筆・代読を含む)、移動の援護などの外出支援を行います。
	行動援護	自己判断能力が制限されている人が行動するときに、危険を回避するために必要な支援、外出支援を行います。
	重度障害者等包括支援	常時介護を必要とする人に対し、居宅介護など複数のサービスを包括的に行います。
	移動支援事業	屋外での移動が困難な人を対象に、外出のための支援を行います。
	コミュニケーション支援事業	聴覚・言語機能などの障害により、手話での意思の疎通が必要な人に手話通訳者を派遣します。
泊まるところ	保育所等訪問支援	保育所などを訪問し、集団生活への適応のための専門的な支援を行います。
	短期入所(ショートステイ)	自宅で介護する人が病気の場合などに、短期間(夜間を含む)施設で入浴、排せつ、食事の介護などを行います。
	生活介護	常に介護を必要とする人に、日中の創作活動などの場や、食事、入浴などの介護を提供します。
日中活動をするところ	児童発達支援	未就学の障害児を対象に、日常生活における基本的な動作の指導、知識技能の付与、集団生活への適応訓練を行います。
	医療型児童発達支援	肢体不自由児を対象に、児童発達支援および治療を行います。
	放課後等デイサービス	就学中の障害児を対象に、授業の終了後または夏休みなどの休業日に生活能力の向上のために必要な訓練、社会との交流の促進などを行います。
	地域活動支援センター事業	創作活動または生産活動の機会の提供、社会との交流の促進などの便宜を図ります。
訓練をするところ	日中一時支援事業	日中、介護する人がいないため一時的に見守りが必要な場合に見守りや日常的な訓練、生活支援などを行います。
	自立訓練(機能訓練)	一定の期間、身体機能の維持・回復のため、身体的リハビリテーションや歩行訓練などの支援を行います。
仕事を するところ	自立訓練(生活訓練)	一定の期間、食事や家事などの日常生活能力を向上するための支援を行います。
	就労移行支援	一定期間、生産活動などの機会を提供することによって、就労に必要な知識や能力の向上を図る訓練などを行います。
	就労継続支援A型(雇用型)	就労が困難な人に対して、必要な知識や能力向上訓練を行います。
住むところ	就労継続支援B型(非雇用型)	年齢や体力面で就労が困難な人に対して、必要な知識や能力向上訓練を行います。
	共同生活援助(グループホーム)	共同生活を営む人に、居住に対する相談や、日常生活上の援助を行います。
	共同生活介護(ケアホーム)	共同生活の場で身体的な介護などを行います。
長期で医療を受ける ところ	施設入所支援	施設に入所する人に、身体的な介護などを行います。
	療養介護	医療と常時介護を必要とする人に、医療機関において機能訓練、療養上の管理、看護、介護および日常生活の世話をを行います。

ひだまりサロン情報

▼障害のある人やご家族が集うサロンを毎月開設しています。 ☎9月19日(休)午後2時～午後4時
 福スペースびなの森(貴船2番20号) ☒無料(飲物、材料などは実費) ☎福祉課 ☎820-5605